

オートリースご利用中のお客様へ

＝自賠責保険改訂に伴う弊社対応のご案内＝

2020年4月1日付で自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」といいます）が改訂され、保険料が全車種平均で16.4%の引き下げとなりました。

リース料に含まれる「車検時自賠責保険料」と、車検更新時点の自賠責保険料の差額について

お客様のオートリース契約のリース料に自賠責保険料が含まれる場合(*1)は、2020年4月以降に継続車検を受け納付された自賠責保険料との差額を、お客様の残リース料より減免させていただきます。

(*1)ご契約時に弊社より送付しましたリース契約書写しの「リース料に含まれる内容：車検時自賠責」欄をご確認ください。

減免のお手続きについて

車検更新時期(*2)に口座振替予定の月額リース料より、自賠責保険料引き下げに伴う差額相当額を減額したうえでご請求させていただきます。なお、差額相当額が月額リース料を超過する場合は、超過金額をその翌月以降の月額リース料より減額いたします。

(*2)概ね車検更新月またはその翌月となります。

なお、2020年4月から2020年12月までの期間で既に継続車検を受けられているお客様につきましては、2021年2月または2021年3月に口座振替予定の月額リース料より差額相当額を減額させていただきます。

減免の対象外となるケースについて

弊社が実施する減免処理時点において、次のケースのいずれかに該当するときは、減免処理の対象外となりますのでご了承ください。

- ① オートリース契約が解約となっている場合
- ② 月額リース料のお支払いを延滞されている場合